

長野県優良産廃処理業者認定制度の手引

第1 優良産廃処理業者認定制度の概要

1 制度について

優良産廃処理業者認定制度（以下「認定制度」という。）とは産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）が、その許可の更新時に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に規定する、遵法性、事業の透明性、環境配慮への取組、電子マニフェストへの対応及び財務体質の健全性の観点から設定した優良基準（以下「優良基準」という。）に適合することを認定（以下「優良認定」という。）された者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号。）附則第5条に基づく確認（以下「優良確認」という。）を受けた者を優良産廃処理業者とする制度です。

2 認定制度のメリット

優良産廃処理業者となった者には以下のメリットがあります。

- ア 許可の有効期限を7年に延長
- イ 優良な産業廃棄物処理業者である旨を記載した許可証を交付
- ウ 優良産廃処理業者として名簿等を県の公式Webページ等で公表
- エ 許可の更新等の申請の際に提出する申請書類の一部を省略可能

第2 優良基準

優良認定の申請（以下「認定申請」という。）を行う処理業者（以下「認定申請者」という。）が、次の1～5のいずれにも適合している必要があります。

1 遵法性に係る基準

認定申請の際に受けている産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（以下「（特別管理）産業廃棄物処理業」という。）の許可の有効期間（平成23年4月1日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた者が、次の更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う更新申請を行う場合にあつては、申請日前5年間）において、次の不利益処分（以下「特定不利益処分」という。）を受けていないことが必要です。

- (1) 一般廃棄物処理業、（特別管理）産業廃棄物処理業に係る事業停止命令
（根拠条文：法第7条の3又は第14条の3（法第14条の6において準用する場合を含む。））
- (2) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令
（根拠条文：法第9条の2及び第15条の2の7）
- (3) 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置の許可の取消し
（根拠条文：法第9条の2の2及び第15条の3）
- (4) 再生利用認定の取消し

(根拠条文：法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))

(5) 広域認定の取消し

(根拠条文：法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))

(6) 無害化処理認定の取消し

(根拠条文：法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))

(7) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し

(根拠条文：法第12条の7第10項)

(8) 不適正処理時の改善命令

(根拠条文：法第19条の3)

(9) 不適正処理時の措置命令

(根拠条文：法第19条の4第1項(法第19条の10第1項において準用する場合も含む。)、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項(法第19条の10第1項において準用する場合を含む。))又は第19条の6第1項)

2 事業の透明性に係る基準

次の区分により、それぞれ必要な期間にわたり、次表に掲げる事項についてインターネットで情報を公開し、かつ、所定の頻度で更新している必要があります。

ア 新たに長野県で優良認定を受けようとする認定申請者 認定申請の日前6か月

イ 優良認定された者(ウに該当する場合を除く。) 当該許可を受けた日から認定申請までの間

ウ 平成23年4月1日時点で(特別管理)産業廃棄物処理業の許可を受けていた者であって、当該許可の有効期間の満了日までの間に優良確認を受けた後、初めて認定申請した者 優良確認を受けた日から認定申請までの間

以下に示す表は概要ですので詳細及び記載例については「優良産廃処理業者認定制度マニュアル」(平成23年3月(平成27年3月改訂)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)を参照してください。

公開事項		更新頻度	適用	
			収集運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度(代表者等の氏名については一年に一回以上)	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている(特別管理)産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○

④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上）	○	
	処理施設に関する事項	変更の都度		○
⑤	事業場ごとの（特別管理）産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥	直前一年間の（特別管理）産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		○
⑦	直前三年間の（特別管理）産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	○	
	直前三年間の（特別管理）産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績及び熱回収された産業廃棄物の量	一年に一回以上		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

3 環境配慮の取組に係る基準

事業活動に係る環境配慮の状況が、ISO14001又はエコアクション21若しくはこれらと相互認証されている認証制度による認証を受けている必要があります。

4 電子マニフェストに係る基準

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターに利用登録しており、当該許可の区分において電子マニフェストが利用可能である必要があります。

5 財務体質の健全性に係る基準

財務体質の健全性について、次の(1)～(4)のいずれにも適合している必要があります。

- (1) 直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が百分の十以上であること。
- (2) 直前三年の各事業年度における経常利益金額等の平均額がゼロを超えること。
- (3) 国税、都道府県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料について、未納のものがないこと。
- (4) 法第8条の5第1項（法第15条の2の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

第3 認定申請手続

1 認定申請

認定制度に係る申請に必要な書類は次のとおりです。

(1) 認定申請者が許可更新と併せて提出する書類

ア (特別管理) 産業廃棄物処理業の許可の申請書類 (以下「許可申請書類」という。)

なお、次の書類については、優良基準に適合することを見越して、添付を省略することができます。ただし、地域振興局長又は資源循環推進課長は、当該更新許可の申請に係る審査のために必要であると認めるときは、認定申請者が省略した添付書類の一部又は全部の提出を求めることがあります。

- 事業計画の概要を記載した書類
- 直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (認定申請者が法人であり、会社計算規則に定める主要科目が記載された財務諸表をインターネットで公表している場合に限る。)
- 定款又は寄附行為 (認定申請者が法人である場合)
- (認定申請者が産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の場合) 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

イ 認定申請者が認定基準に適合することを証する次の書類

- 誓約書 (様式第3号)
- インターネットによる情報公開に係る書類

(ア) 第2の2のアの者が提出する書類

情報公開を行っているインターネットの画面の該当箇所を印刷出力したもの (申請時点のもの、申請日より6か月以上前にすべての公表事項が公開された時点のもの及び更新時点 (申請前6か月以内の変更のある部分に限る。)) のもの (いずれも日付が明示されたもの)。ただし、(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット (さんぱいくん)」により情報を公開・更新している場合には、同ウェブサイトが発行されるその旨を証明する書類 (更新状況一覧表及び履歴証明書) でも可。

(イ) 第2の2のイ及びウの者が提出する書類

情報公開を行っているインターネットの画面の該当箇所を印刷出力したもの (申請時点のもの、前回の優良認定又は優良確認時点のもの及び更新時点 (変更のある部分に限る。)) のもの (いずれも日付が明示されたもの)。

ただし、次の場合には、当該記載の書類とすることができる。

【(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット (さんぱいくん)」により情報を公開・更新している場合】

・「産廃情報ネット (さんぱいくん)」で発行される更新状況一覧表及び申

請日時点での履歴証明書

※ただし、地域振興局長又は資源循環推進課長は、当該認定申請の審査のために必要であると認めるときは、認定申請者が添付を省略した書類の一部又は全部の提出を求めることがあります。

【「産廃情報ネット（さんぱいくん）」で公表していない場合であって、他の都道府県・政令市で既に優良認定を受けている場合（業の区分が同じ場合に限る。）】

- ・当該自治体の許可証及び申請書の写し（受理印が押印されたもの）
- ・情報公開を行っているインターネットの画面の該当箇所を印刷出力したもの（申請時点のもの、当該自治体の申請日から長野県への申請日までの間における更新時点（変更のある部分に限る。）のもの（いずれも日付が明示されたもの））

※ただし、地域振興局長又は資源循環推進課長は、当該認定申請の審査のために必要であると認めるときは、認定申請者が添付を省略した書類の一部又は全部の提出を求めることがあります。

- IS014001 規格又はエコアクション 21 ガイドライン若しくはこれと相互認証されている認証制度の認定証の写し
- 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写し
- 国税、県税、市町村税、社会保険料及び労働保険料の納付を証する書類（様式第4号）
- （任意提出）別紙チェック表

(2) 提出部数

2部

(3) 申請窓口

許可申請書類を提出する地域振興局に提出してください。

2 優良認定されなかった場合の取扱い

優良基準に係る審査の結果、優良基準に適合しないものと判断された場合は、認定申請者は、1（1）アなお書きにより省略した添付書類を速やかに提出する必要があります。

第4 優良基準に適合しなくなった場合について

優良産廃処理業者となった後に、特定不利益処分を受ける等して優良基準に適合しなくなった場合は、速やかに優良基準不適合届出書（様式第2号）を提出してください。

(様式第2号)

優良基準不適合届出書

年 月 日

長野県知事

様

住所

氏名

印

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に規定される評価基準に適合しなくなりましたので、申し出ます。

適合認定を受けた産業廃棄物処理業の区分	<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物収集運搬業特別管理産業廃棄物収集運搬業産業廃棄物処分業特別管理産業廃棄物処分業
評価基準に適合しなくなった年月日	年 月 日
評価基準に適合しなくなった理由	

(様式第3号)

誓約書

長野県知事 殿

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。また、今後、特定不利益処分を受けた場合は、速やかに申し出ることを併せて誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3）
- ④再生利用認定の取消し（法第 9 条の 8 第 9 項（法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑤広域認定の取消し（法第 9 条の 9 第 10 項（法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑥無害化認定の取消し（法第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。））
- ⑦ 2 以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の取消し（法第 12 条の 7 第 10 項）
- ⑧不適正処理時の改善命令（法第 19 条の 3）
- ⑨不適正処理時の措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項（法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項（法第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条の 6 第 1 項）

申請者名：_____

○税及び保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類一覧

項番	税及び保険料の納付を証する書類の交付公署 (上記書類の対象となる事務所・事業所等の名称及び所在地)	国税等※1			県税※2			市町村税※3			保険料	
		法人税	消費税	地方消費税	県民税	事業税	不動産取得税	市町村民税	事業所税	固定資産税	都市計画税	社会保険料※4
01												
02												
03												
04												
05												
06												
07												
08												
09												
10												

- ※1 国税等については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、申請者が納付すべき法人税、消費税及び特別地方消費税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと。
- ※2 県税については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、申請者が長野県に納付すべき県民税、事業税及び不動産取得税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと（申請者が個人の場合、県民税に係る納税証明書は市町村長等から交付されます）。
- ※3 市町村税については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度について、長野県内の市町村に納付すべき市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税のうち納期限が到来したものにつき未納がないこと。
- ※4 社会保険料については、直前2年間について、申請者が長野県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業所について納入すべき社会保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないこと。
- ※5 労働保険料については、直前3年間について、申請者が長野県内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業所について納入すべき労働保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないこと。